

平成26年度  
自治基本条例の運用状況検証結果

平成28年3月  
おいらせ町自治推進委員会

## 平成26年度自治基本条例の運用状況検証結果について

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、平成28年2月12日と平成28年3月15日に自治推進委員会を開催し、検証作業を行いましたので、その結果を報告します。

### 1. 第2章 町民の権利① 第4～5条

町民の生活の権利に関する状況、子どもが健やかに成長する権利の状況について検証しました。

町民の生活に関する権利のうち、特に居住福祉の受け皿たる町営住宅については、一部の建物の床面積や設備に気になる点はあるものの、必要な整備はされていることが確認できました。

その他の権利、子どもの権利については具体的な検証は困難であるため、権利を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断しました。

### 2. 第2章 町民の権利② 第6条

個人情報保護の状況について検証しました。

個人情報保護法と同趣の規定であるが、具体的な検証は困難であるため、権利を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断しました。ただ、運用が厳格すぎて、住民生活に支障をきたす場面も見受けられるので、柔軟な対応を求める意見もありました。

### 3. 第2章 町民の権利③ 第7条

町民の町政への参加状況について検証しました。

町民の主体性により発現する権利であるので、本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断しました。

#### 4. 第3章 町民の役割と責任 第8～12条

町民の自立と自律の状況について検証しました。

町民の心構えや主体性を鼓舞する規定であり、検証は困難であるので、本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為がなかったかを検討し、なしと判断しました。

#### 5. 第4章 行政の役割と責任 第17条

事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明（会）等の取組み状況について検証しました。

説明会等の開催回数は当初より増えているが、昨年とは同程度であった。参加状況や質疑応答など開催結果の公表に努める必要がある。また継続してわかりやすい情報公開と参加しやすい説明会の開催に努める必要がある。

#### 6. 第7章 まちづくりのしくみ① 第31条

事務事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況について検証しました。

情報公開の範囲は年々広がっているが、会議録を公表していない附属機関があるので可能な限り公表してほしい。

#### 7. 第7章 まちづくりのしくみ② 第33条

町民の意見を求めるために実施した事務・事業とパブリックコメントの実施状況について検証しました。

①事務・事業の名称が堅苦しくて分かりにくい。参加意欲の湧く名称やサブタイトルを考えてほしい。

②行政も実績作りだけで実施するのではなく、意見を出やすくする工夫や努力をしてほしい。

③意見に対する結果（反映）を出さなければ意味がないし、人は集まらない。

以上、検証結果の報告とします。

なお、運用状況検証資料については、別紙をご参照ください。

平成28年3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 小笠原 牧子

委員 柏崎 利信

委員 工藤 一雄

委員 浅田 由美子

委員 川澄 忠男

## 『平成26年度における自治基本条例の運用状況検証資料』

平成26年度に策定した運用状況検証計画（H26～30）に従い以下の項目を検証する。

1. 第2章 町民の権利① 第4～5条

町民の生活の権利に関する状況、子どもが健やかに成長する権利の状況

2. 第2章 町民の権利② 第6条

個人情報保護の状況

3. 第2章 町民の権利③ 第7条

町民の町政への参加状況

4. 第3章 町民の役割と責任 第8～12条

町民の自立と自律の状況

5. 第4章 行政の役割と責任 第17条

事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明（会）等の取組み状況

6. 第7章 まちづくりのしくみ① 第31条

事務事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況

7. 第7章 まちづくりのしくみ② 第33条

- 1) 町民の意見を求めるために実施した事務・事業
- 2) パブリックコメントの実施状況

8. 情報公開、意見収集（第17、31、33条）に関して特にお知らせしたい事項

## 1. 第2章 町民の権利① 第4～5条

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- (1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- (3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

【解説】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

- (1)「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。
- (2)「豊かな自然環境」…自然が保全されていることと、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。
- (3)「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。
- (4)「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。
- (5)「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。

(子どもの権利)

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【解説】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

○町民の生活に関する権利の状況、子どもが健やかに成長する権利の状況

第4条(1)～(4)と第5条は、日本国憲法第25条のいわゆる生存権に類似する規定である。判例において生存権は国の努力目標とされており、よって本条も町の努力目標ととらえ、どの程度実現されているかを検証する。

まず、この条例が規定する町民の権利がどの程度守られ、実現されているかを町民目線から検証するため次のことを実施した。

- ・「まち歩き」の実施
- ・町営住宅の視察
- ・町政全般の俯瞰、検討

町民の権利についての検証は初の試みであり、他市町村にも類例のない作業である。検証方法を模索する中、条例制定当初のアドバイザー・天野巡一青森公立大学教授に講演いただき、町民の生活現場の今を知る「まち歩き」の手法を学んだことから、当委員においても試策的に実施したものである。また、まち歩きの中で特に町民の居住福祉の受け皿である町営住宅に焦点を当てる提案があり、複数個所の視察を行ったものである。

・まち歩きの概要は次のとおりである。

実施回数：2回（本庁舎周辺・奥入瀬川エリア、町営住宅エリア4カ所）

検証① 普段は車で移動することが多く、細部は見落としがちであったが、徒歩でじっくり見て回り、地元でも歩いたことのない道路、奥入瀬川に設置されている発電設備、廃れた商店街などに新鮮な驚きがあった。看板や道路の不備なども目についた。まち歩きは「まちづくり」という観点から、現状を知り、住民のニーズを掘り起こすために有効な作業であることが確認できた。ただ、条例の運用状況の検証という目的からすると焦点を絞る必要があると痛感した。

検証② 町民の生活状況の検証手法について、人間らしい生活が実現できているかどうかをある程度客観的に調査できる町営住宅の状況を検証することとした。

・町営住宅視察検証の概要は以下のとおりである。

戸数 300 うち入居数 264（入居率 88%）

このうち4棟の外観視察、2戸の内部視察を行い、地域整備課の担当者に状況を取材した。

検証① 現地視察において非常に古い建物が見られ、今日の「人間らしい生活」の基準に満たない危惧があったが、担当者に確認したところ、例えば昭和40年代に建設された向山団地、三田団地などは順次建て替えを計画中で多くは政策空家としているとのことで、合点がいったものである。

検証② 新しい建物については逆に設備が過剰、床面積が広すぎるなど、必要以上に豪華な造作が気になった。担当者によると、国の基準に沿った設計であり変更できない部分があるとのことだが、少子高齢化で1人世帯、2人世帯が増えている現状など地域の実情に合わせて対応できるよう地方に裁量権を与えるべきことや、過疎化で増えた空家も有効活用すべきことを提言しつつ、今後の改善に期待することです承した。

検証③ 当町の人口25,000人に対し300戸が適正な戸数なのか、多すぎると民業

を圧迫するのではないかとの疑念もあったが、担当者によると東日本大震災の家屋被災者の受け皿の目的の住宅もあるため、決して過剰ではないとのことで納得した。また、低所得者や生活保護受給者への住宅供給の面からも一定数の町営住宅は必要であることが理解できた。

検証④ 家賃は所得による変動制で、低所得者は安く入居できる。逆に高所得者には高く設定されるため、金銭的なメリットはなくなり民間の賃貸住宅への転居が促進されることで制度上公平性は保たれてはいる。しかし、中には庶民では手が出せないような高級車を駐車している入居者もあり、低所得者かどうか疑わしい場合がある。担当者によると、所有車種は判定要件ではなく、あくまで税制上の所得をもとにしているとのことであった。住民感情としては釈然としないが、古い中古車であるとか借り物である可能性もあり一律には判断できないものである。

以上から、特に低所得者層の住宅供給に関しては必要な整備はされており、町民の生活に関する権利のうち「住」については合格水準に達していると検証できた。

経済面、健康面の権利については、生活困窮者支援制度、生活保護などの公的扶助制度の活用をすすめており、高齢者など自家用車を利用できない人の移動する権利については、町民バスの運行などの行政の努力がなされているものである。町民バスについては、低所得者の無料化を図るなど一層の配慮が必要であることを提言する。

子どもの健康については中学卒業まで医療費が無料とするなど好ましい行政施策が実施されており高く評価できるものである。

町民同士の助け合いとしては町内会の役割に期待されているところである。

#### ・町政全般の俯瞰、検討

検証① 本項におけるその他の権利についても、町政全般において町民の権利を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものと思われる。

第4条（5）の町民の学ぶ権利については町民の主体性により発現する権利であることから、本条の趣旨を阻害するような町政が行われていないかを検証するに留めた。

ただ、旧百石地区には立派な図書館があるものの、旧下田地区、北部地区では小規模な図書室のみであるので、人口などを勘案し、町民の学ぶ機会や学ぶスペースの確保のために必要な拡充が望まれるものである。

検証① 町政全般において本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものと思われる。

## 2. 第2章 町民の権利② 第6条

(個人情報)

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

【解説】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけでなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

### ○個人情報保護の状況

第6条について、大筋では「個人情報の保護に関する法律」とほぼ同義であるが、法律が個人を規制対象としていないのに対し、本条は町民同士の個人間においても個人情報を尊重すべき旨定めている。しかし、個人個人の行動は検証の対象になじまないことから、今回は本条の趣旨を阻害するような町政が行われていないかの検証に留めた。

検証① 町政全般において本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものと思われる。しかし、例えば、個人情報保護の名目で、町内会で取りまとめている1日1円保険の申込書に氏名の印字ができず不便になったことから加入者が減少するなど、厳格すぎて住民生活に支障をきたす場合もあるので、柔軟に対応することを要望する。

## 3. 第2章 町民の権利③ 第7条

(参加に関する権利)

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

- (1) 行政、議会及び地域の状況を知る権利
- (2) 政策の形成、実施及び評価に参加する権利
- (3) 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利

【解説】

(1)まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。

(2)従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成(白紙)の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。

(3)まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

### ○町民の町政への参加状況

第7条については、町民の主体性により発現する権利であることから、本条の趣旨を阻害するような町政が行われていないかの検証に留めた。

また、町議会においては随時傍聴の機会を提供しているものである。

なお、第17条（情報公開と説明責任）、第31条（情報公開・情報共有）、第33条（参加の保証）の検証とも関連するものであるので、具体的な状況についてはその項目にて検証する。

検証① 町政全般において本条の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものと思われる。

#### 4. 第3章 町民の役割と責任 第8～12条

（自立と自律）

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【解説】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかなければならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

（まちづくりへの参加）

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【解説】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

（町民、行政及び議会との協働）

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

【解説】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

（互いの権利を守る責任）

第11条 おいらせ町民は、互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

**【解説】**

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

(ふるさとと地球を守る責任)

第 12 条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

**【解説】**

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままで次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

**○町民の自立と自律の状況**

本章の規定はすべておいらせ町民の主体性を鼓舞する内容で、検証は困難である。本章の趣旨を阻害するような町政が行われていないかの検証に留めた。

検証① 町政全般において本章の趣旨を阻害するような条例制定、行政行為はなかったものと思われる。

**5. 第 4 章 行政の役割と責任 第 17 条**

(情報公開と説明責任)

第 17 条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

**【解説】**

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

**○事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況**

事務・事業の名称	取り組み状況	開催回数・参加者数	担当課
木ノ下児童館老朽化対応に関する住民説明会(2回目)	木ノ下児童館老朽化に関する町の対応方針(北部児童センターへ移設・統合)についての説明会を北公民館で開催	開催回数: 1回 参加者数: 30人	町民課
経営再開マスタープラン説明会(座談会)	「地域農業のあり方等のプラン作成」についての説明を町内5地区で開催	開催回数: 8回 参加者数: 63人	農林水産課

## 6. 第7章 まちづくりのしくみ① 第31条

(情報公開・情報共有)

第31条 行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【解説】

1項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは審議会、委員会の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

### ○事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況

※原則公開

事務・事業の名称	公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
第3次おいらせ町子どもと家族応援プラン(町子ども子育て支援事業計画)	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H27.4/16～公開中 (次期計画策定まで)	町民課
第1次総合計画実施計画(H27～29)	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H27.4～	企画財政課
平成26年度補助金等交付実績一覧表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H27.12～	企画財政課
平成26年度おいらせ町ふるさと応援寄付金実績	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H27.5～	企画財政課
組織機構の変更 ①H26.7.1施行 ②H27.4.1施行	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	①H26.6～ ②H27.3～	総務課
平成26年度人事行政等の概要の公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H26.12～	総務課

事務・事業の名称	公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
議会本会議の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	通年 ※HPはH25.6～	議会事務局
予算・決算特別委員会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	通年 ※HPはH25.6～	議会事務局
議員全員協議会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	随時	議会事務局
総務文教・産業民生常任委員会及び議会運営委員会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	随時	議会事務局
議会広報 「ぎかいだより懸橋」	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	3ヶ月に1回発行 毎戸配布	議会事務局
事務・事業の名称	公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
議長交際費の公開	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	ぎかいだより懸橋 5月発行分に掲載、HPは通年	議会事務局
議会定例・臨時会の開催案内	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	随時	議会事務局
公立病院改革プランの 平成25年度実績	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H26/10～H27/9	おいらせ病院
経営再開マスタープラン公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物・その他 その他( )	H26.4～年度更新	農林水産課
おいらせ町新型インフルエンザ等対策行動計画	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H26.12.26～	環境保健課
地域防災計画の修正	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	HP:H26.4～ 関係機関のみ配布	まちづくり防災課

地域安全マップ公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	HP:H26.3～ 毎戸配布:H26/5	まちづくり 防災課
事務・事業の名称	公開等方法 (該当するものすべてに○)	公開等期間	担当課
災害時応援協定等の締結	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	HP:H26.4～	まちづくり 防災課
災害備蓄計画の策定	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	HP:H26.4～	まちづくり 防災課
津波避難計画の策定	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	HP:H26.4～	まちづくり 防災課
自治基本条例運用状況の 平成25年度検証結果	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	広報掲載H27/5 HP:H27.3～	まちづくり 防災課
教育委員会の事務の点検及 び評価に関する報告書-平 成25年度実績-	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他(委員会内閲覧)	H26.10.1 ～H26.11.30	学務課
入札(予定)結果	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	通年掲載	企画財 政課

## 7. 第7章 まちづくりのしくみ② 第33条

第33条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

### 【解説】

1項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。

2項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

1) 町民の意見を求めるために実施した事務・事業

事務・事業の名称	実施方法 (該当するものすべてに○)	実施日	担当課
子ども・子育て支援新制度に係る各種基準を定める条例(素案)	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H26.8/4~H27.1/22	町民課
(仮称)おいらせ町子ども・子育て支援事業計画(素案)	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H26.12/26~H27.1/22	町民課
「新町建設計画」変更案に対する意見募集	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H27.3.4~4.3	企画財政課
町名整理事業に関する新名称案アンケート	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・ <input type="checkbox"/> アンケート	H25.12.16~12.27	企画財政課
十五の春と語る (中学生と町長の懇談)	<input type="checkbox"/> 公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H26.7.4 木ノ下中 H26.7.8 下田中 H26.7.11 百石中	総務課
町長とフレッシュトーク (高校生と町長の懇談)	<input type="checkbox"/> 公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H27.1.15 百石高校	総務課
いきいきふれあひトーク (女性団体と町長の懇談)	<input type="checkbox"/> 公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H27.1.20	総務課
域学連携塾現地調査(①町内会長等との懇談、②アンケート調査)	<input type="checkbox"/> 公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・ <input type="checkbox"/> アンケート	①H26.9.1~9.3 ②H26.11.8~11.9	総務課
広報紙モニター事業 (①アンケート、②会議)	<input type="checkbox"/> 公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・ <input type="checkbox"/> アンケート	①H27.8.1~8.27 H27.11.1~11.26 ②H28.1.19	総務課
第6期介護保険事業計画策定及び二次予防対象者把握のための日常生活圏域ニーズ調査	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・ <input type="checkbox"/> アンケート	H26.7/8~8/11	介護福祉課
第3次地方分権一括法施行に伴う介護予防支援基準等の町条例(案)	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H27.1/13~1/30	介護福祉課
おいらせ町新型インフルエンザ等対策行動計画	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H26.11/27~12/25	環境保健課
「(仮称)おいらせ町防災基本条例」素案	公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	H26.8.11~9.12	まちづくり防災課
行政推進員会議	<input type="checkbox"/> 公聴会・ <input type="checkbox"/> パブコメ・アンケート	①H26.4.17 ②H26.12.17	まちづくり防災課

2)パブリックコメントの実施状況

事務・事業の名称	パブコメの手法 (該当するものすべてに○)	パブコメ期間	コメント件数 及び内容	担当 課
子ども・子育て支援新制度に係る各種基準を定める条例(素案)	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物(4 公共施設) その他( )	8/4~8/19	0件	町民課
(仮称)おいらせ町子ども・子育て支援事業計画(素案)	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物(4 公共施設) その他( )	12/26~1/22	1件	町民課
「新町建設計画」変更案に対する意見募集	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H27.3/4~ 4/3	0件	企画 財政課
第3次地方分権一括法施行に伴う介護予防支援基準等の町条例(案)	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H27.1/13~ 1/30	0件	介護 福祉課
おいらせ町新型インフルエンザ等対策行動計画	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H26.11/27~ 12/25	0件	環境 保健課
「(仮称)おいらせ町防災基本条例」素案	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他( )	H26.8.11~ 9.12	0件	まち づくり 防災課

**8. 情報公開等(第17、31、33条)に関して特にお知らせしたい事項**

・町民から町政に対する意見、要望などを行う場として、本庁舎、分庁舎に町民の声(ポスト)を設置しているほか、町ホームページにも町民の声(Web上)を設けている。(総務課)

平成27年度 第1回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成27年5月12日(火) 15:00～17:00
場 所	本庁舎3階 第2委員会室
出席者	アドバイザー：天野巡一青森公立大学教授 委員：6名 事務局：3名

次 第	1 開会(修礼) 2 委員長挨拶 3 事務局自己紹介 4 案件 (1)平成27年度の取組み方針について (2)まち歩きについて アドバイザー講義 (3)質疑応答 5 その他 自治基本条例運用状況検証計画(H26～30) 6 閉会(修礼)
-----	---

内 容 (要約)	
(事務局)	<p>●今年度の取組方針は次のとおり</p> <p>当委員会では、自治基本条例第36条の規定により、毎年、前年度の運用状況の検証作業を行っている。昨年度に立案した検証計画により、今年度は26年度の『町民』分野に関する事項の検証を行う予定。具体的な検討に入る前に、一昨年度の委員会にアドバイザーとして参加いただいた青森公立大の天野教授より、町を歩いて基礎データを収集し、ゾーニングすることが重要とのアドバイスをいただいております、その具体的な進め方、条例への活かし方等を直接ご教授いただく機会が得られたので、まずはよく勉強し、今後の取組への足掛かりとする。</p>
	アドバイザー講義
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩きから基本構想に基づいて自治基本条例につながる。</li> <li>・タウンウォッチングをして、地域に密着しながら、ゾーニングをかけながら、写真を撮り、この町は、どういう町なのかをまずは町民、住民の人たちに知ってもらう。</li> <li>・実際に動くことが大事。まちづくりというのは情熱。住民がどれだけ知っているのかということ。したがって、これを住民が、今、町は現況どうなっているのか？将来どうしたらいいのか？というのを、ここで、議論し踏まえたうえで、自治基本条例を作る、あるいは、検証する。本当に自治基本条例のとおりまちづくりができていないか？ということ。</li> <li>・1年ぐらいじゃ無理。3年ぐらいかけてタウンウォッチングしながら、例えば、人口流出区域はどこかとか、具体的なデータがないと、まちづくりがわからない。</li> <li>・(武蔵野市の町歩き成果資料では)交通事故がどこでどれだけあるのか？とか、ごみの収集場所がどこにあるのか？とか、完全な生活環境資料。</li> <li>・私は、現場主義なので町を案内してもらって、カメラを担いで全国を回ってきたりする。まちづくりは、みち(道)づくりということ。</li> </ul>

- ・町の中に緑、道に街路樹をすることによって、温暖化が3°縮まる、下がると言われている。日陰になることによって、放射熱が夜出るのが防げると言われている。道際に街路樹どうやって植えるかというのは環境だけではなくて大事。それから、最近の研究成果で、武蔵野市と練馬区、武蔵野市は旧郡部で練馬区は旧市部である。どちらの土地が高いかという、武蔵野市の方が高い。緑が全然違うから。緑行政を3～40年前からやってきた。ちょっと空地があれば、緑を植えた。それにより、地価が上がった。
- ・自分の町を知りましょうよというのが、このタウンウォッチング。
- ・高齢者人口65歳以上の推移をもとに高齢者の住みやすいそれなりのまちづくりをしましょうよ、となったら、高齢者で、じゃあ次の住処にしようという人が現れる。年金と退職金を持った方がくる。
- ・道路だって、歩道と車道の段差があつたら、転びます。それなのに、老人を大切にしていると言われたって誰も信用しない。どうしたらいいのか？
- ・川崎駅前とかは、歩道と車道の段差をとった。カラー舗装で色分け。大雨がきたら排水をどうするかなど問題点を含めながら、全体で考える。
- ・タウンウォッチングを通して、いろいろな面で共通課題として、データを作ることによって、感情で議論するのではなく、具体的な資料でまちづくり議論をしましょう。
- ・公衆電話の位置とか病院、防災施設、郵便局金融機関、防災施設（避難場所）がどこにあるのかを含めた住民便利帳を作る。
- ・タウンウォッチングで何を中心に見て、どういう資料作りをするのか。その資料に対して基本条例がどうなってるのか？
- ・緑化するには、公共で一番面積があるのは道路。だから、街路樹は必要。道路がなくても、鉢植え置いてみどりを増やす。
- ・田園調布とかは、生け垣以外は禁止で、行政ではなく住民が決めて、行政と協定を結んだ。そうすることで、町も季節が垣間見ることができまちづくりにつながっている。
- ・武蔵野市は、昔、本当に貧乏な市で、「屎尿は市外で、たばこは市内で」という言葉もあった。たばこは税金が入るから市内で買って逆に屎尿は諸経費にかかるから市外でやってこいというくらい貧乏だった町が、今はもう日本で1、2位のお金持ちが入ってきて、財政力指数はいつでも全国ベストテンに入る。
- ・固定資産税も高い。何にかかっているかという環境にかかっている。これがまちづくりです。ここで、もし実験的にやれたら、少しは面白いまちづくりができるのかと提案させていただく。(講義終わり)

(委員会)

- ・このまち歩きを実施することとする。
- ・自治基本条例の何に該当しているのか？とフィードバックをかけながら行う。
- ・まちづくりと町内会の位置づけについて、アドバイザーの地元の武蔵野市には町内会がなく、意義が理解できない。広報配布は役所がやるべきという意見であった。

- ・まち歩きをしてタウンウォッチングし、昔ながらの文化を守る街と、利便性の街と、利便性はないけども畑など風景を大事にする街と、町の中で分類、すなわちゾーニングをしていかなければならない。
- ・都市計画法に基づく用途地域で商業地域などはある程度県で決めているが、町が本来どうあるべきか知るために、まずは地域を知り、ゾーニングをどうするか考える。
- ・ゾーニングから町がどうあるべきか基本構想を練り、政策立案に繋げる。自治基本条例の精神にも通じるものである。
- ・現状を見ると、市街化調整区域とか埋蔵文化財包蔵地などは、経験ある方でないとできない。
- ・ゾーニングにおいて、例えばイオンがあつた場所に来た経緯が重要。行政が関わらないで、民間だけの都合で来たなら、まちづくりとしては、全然違ってくるが、行政の働きかけで来たものである。
- ・次回はゾーニングについて考える。

平成27年度 第2回自治推進委員会 会議要旨	
日時	平成27年6月12日(金) 13:00~15:15
場所	本庁舎2階 201会議室
出席者	委員5名 事務局1名

次第	1 開会(修礼) 2 委員長挨拶 3 案件 (1) 事前打合せ 「まち歩きについて アドバイザー講義」について (アドバイザー:天野巡一青森公立大学教授) 4 その他 5 閉会(修礼)
----	---

内容(要約)	
<p>(事務局)</p> <p>当初、委員会として講義を受ける予定だったが、まち歩きのプロともいえるアドバイザーのお話が聞けるよい機会なので、多方面に声掛けし、町職員のほか、町議会議員、まちづくり団体などから予想以上の人数が集まった。(40名程度)委員会の時間を短くして、その分で講義時間を確保した。</p> <p>(委員会)</p> <p>前回「まち歩き」について天野アドバイザーから講義いただいた。委員会としては「まち歩き」を実施する方向で検討中だが、今日は具体的な手法等について天野教授の講義があるので拝聴する。</p>	

アドバイザー講義(要約)	
演題	「まち歩き」から始める「まちづくり」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーポイントで資料映写。資料は「まちの風景 道路と環境 まちづくりはみち(道)づくり」</li> <li>・まちには「城下町」「門前町」「政治町」などの成り立ちがある。</li> <li>・まちを繋ぐ道は交通だけでなく、まちの環境、景観など一体的にとらえ、人と人、都市と都市をむすぶ架け橋、快適な公共空間と考える。</li> <li>・公共空間としての道路は人間が生活するうえで最も基本的な空間にとらえるべきである。景観、歴史、文化を共有する空間。</li> <li>・道路は、日照、採光、通風など敷地、建築物の環境条件を整える機能がある。都市を線で結び、まちを区切り、まちをゾーニングする公共空間。これらからまちづくりはみちづくりと言える。</li> <li>・環境機能として、街路樹によって夏の都市における気温が3度下がるとの研究成果もある。</li> <li>・防災機能として、まちを区切り分断することで地震などによる大火の延焼を食い止める</li> <li>・より地域の生活者の視点に立った道路づくりのために、道路に対する多様な考察、理解が必要であると考える。</li> <li>・道路を建設するだけの時代は終わった。公害、環境、ゾーニングに配慮したみちづくり、まちづくり、文化としての道路づくりが今後、重要な課題になってきた。(終わり)</li> </ul>

平成27年度 第3回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成27年10月27日(火) 14:00~16:00
場 所	本庁舎2階 201会議室
出席者	委員6名 事務局1名

次 第	1 開会(修礼) 2 委員長挨拶 3 案件 (1) 事前打合せ 自治基本条例とまち歩きについて (2) まち歩き試行実施 (3) 意見交換、その他 4 閉会(修礼)
-----	---

内 容 (要約)	
<p>・この委員会では、自治基本条例第36条の規定により、毎年、前年度の運用状況の検証作業を行っている。昨年度に立案した検証計画により、今年度は『町民』分野に関する事項の検証を行う予定。具体的には第4～12条に当たる。その検証方法を検討するための一助として天野先生による「まち歩き講座」も実施した。町民分野の検証はこれまで実施した実績もなく、他自治体の情報もない未知の分野。</p> <p>・本日は実際にまち歩きをやる。メンバー6人のこの委員会では町内全域は無理なので、試行的にできる範囲で実施する。</p> <p>(本庁舎から下田駅、三田方面にまち歩き実施)</p> <p>・様々な発見があった。町営住宅三田団地の雑草がひどい。ごみも放置。老朽化も進行しており、文化的な生活ができるか不安。</p> <p>・町営住宅は三田、間木や百石高校近くのくるみ団地等がある。地域整備課で管理。</p> <p>・町民分野の検証について、町営住宅から考えてみるのはいかがでしょうか？次回は町営住宅中心のまち歩きを試みるのはいかがでしょうか？住宅の中も見せてもらいたい。</p> <p>・町営住宅を見ることで町民分野のうち特に住環境の整備が条例の理念に合致しているか検証するという方向性で検討する。</p> <p>・次回までに家賃や入居条件、空き状況など基礎的な情報を担当課に確認する。</p>	

平成27年度 第4回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成27年11月25日(水) 14:00~16:00
場 所	本庁舎2階 202会議室
出席者	委員6名 事務局1名
次 第	1 開会(修礼) 2 委員長挨拶 3 案件 (1) 事前打合せ 自治基本条例とまち歩き(町営住宅視察)について (2) まち歩き(町営住宅視察)実施 (3) 意見交換 4 その他 5 閉会(修礼)

内 容 (要約)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩き(町営住宅視察)を試行的に実施。場所は中下田団地、奥入瀬西団地、くるみ団地。</li> <li>・町営住宅を視察し、一部ではあるが、町民の権利が守られ、義務が果たされているかの検証を試みる。</li> <li>(公用車で移動。中下田団地、奥入瀬西団地、くるみ団地方面にまち歩き実施)</li> <li>・中下田団地はデザインは面白いが、間取りは使いにくそうだった。核家族で少子化の現代では広すぎるのでは? 高齢夫婦だと持て余す。北向きの階段は冬場凍って大変であろう。入室できて初めて内部がわかった。階段が狭い。収納が少ない。古いから仕方ない。</li> <li>・奥入瀬西団地はきれいで住みやすそうだが、トイレの個室に手洗い蛇口があり、個室を出たところにも洗面台があるのは無駄と感じた。</li> <li>・セルシオやGTRなど高級車が停まっていた。低所得者用住宅なのに違和感があるが、高級車に乗っていても入居についての判断の対象にはならない、あくまで税法上の所得の判断。高級車でも古い中古かもしれないし、借り物かもしれない。</li> <li>・くるみ団地はかなり古いらしい、冬は寒そうである。外観のみの視察だったが、内部も老朽化が進行していると思われる。建物の前にすぐ水路があり、子どもには危ないと感じた。</li> <li>・データを示す。現在町営住宅は300戸、うち264戸が入居済み、入居率は88%、空室は昭和40年代建築の向山団地、三田団地で建て替えのために政策空家としている。また、東日本大震災の家屋被災者のための住宅もあり、過剰供給ではない。家賃は入居者の所得によって異なり、低所得者だと月額1万円未満もあり得る。所得が上がると家賃のメリットがなくなるので民間アパートへの転居が促される。</li> <li>・町の人口25000人に対して300戸は多いか少ないか判断がつかないが、震災後という特殊事情もある。</li> <li>・個人情報もあり具体的な入居者数等はお知らせできないが生活保護の入居もある。そのような境遇の方の受け皿となっている面もある。</li> <li>・第4条の町民の生活に関する権利全般の検証は無理としても「住」については合格としてよい。</li> <li>・今回まち歩きをもとに検証の叩き台資料を作る。</li> </ul>	

平成27年度第5回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成28年2月12日（金） 14:00～16:00
場 所	本庁舎3階 第2委員会室
出席者	委員6名 事務局1名

次第	1 開会（修礼） 2 委員長挨拶 3 案件 （1）条例運用状況の検証資料について （2）意見交換 （3）事務連絡 4 その他 5 閉会（修礼）
----	---

内 容（要約）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老夫婦二人だけとか一人暮らしが多いから、もう少し小さい住宅でもいい。</li> <li>・国の基準もあるが、地元で裁量権を与えて、細かいことに気配りをできる町営住宅を提供するというのは、人間らしい生活ができるというものにもつながる。</li> <li>・4～5条について、たたき台資料で、セルシオなど具体的に車種は載せない方がいい。「中には、高級車と思われる」と表記する。</li> <li>・政策空家の建て替え時期は不透明。</li> <li>・直接検証のできない項目は、町民の権利を阻害する行政行為はなかったものと思われる。という表現にすべき。</li> <li>・説明会等実施照会結果から、第17条について、木ノ下児童館の老朽化対応は、住民説明会を2回、経営再開マスタープラン説明会について、8回もやって63人の参加。年々少なくなっている。</li> <li>・パブリックコメント等実施照会結果から、7章について、子育て関連条例のコメントの件数が0件だった。町民の意識をひきつける方法を考えるべき。</li> </ul>	

平成27年度第6回自治推進委員会 会議要旨	
日 時	平成28年3月15日（金） 15:00～17:00
場 所	本庁舎3階 第1委員会室
出席者	委員6名 事務局1名

次第	1 開会（修礼） 2 委員長挨拶 3 案件 （1）最終報告案の検討 （2）まとめ 4 その他 5 閉会（修礼）
----	--

内 容（要約）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日で報告書を仕上げる。</li> <li>・町営住宅に関する記述は地域整備課にも確認し、認識違いのところ等の言い回しを若干修正した。</li> <li>・第2章の町民の権利の部分は案のとおりでいい。当初、検証方法を模索する中で、講師から、まち歩きして町を知り、町のあるべき姿を条例に定めることを教わった。ここでは、まち歩きから町の現状を見て、条例のとおりになっているかを検証するという手法で整合がとれていると考える。すべての項目を検証するのは不可能なので、町営住宅の「住」分野に絞ったことも理解できるものである。</li> <li>・「ふるさとと地球を守る責任」など直接検証が難しいものについては、その趣旨を阻害するような町政が行われていなかったことの検証に留めるということよ。</li> <li>・第4章の説明責任について、前回同様の内容でよい。</li> <li>・第7章の情報公開について、前回同様の内容でよい。</li> </ul>